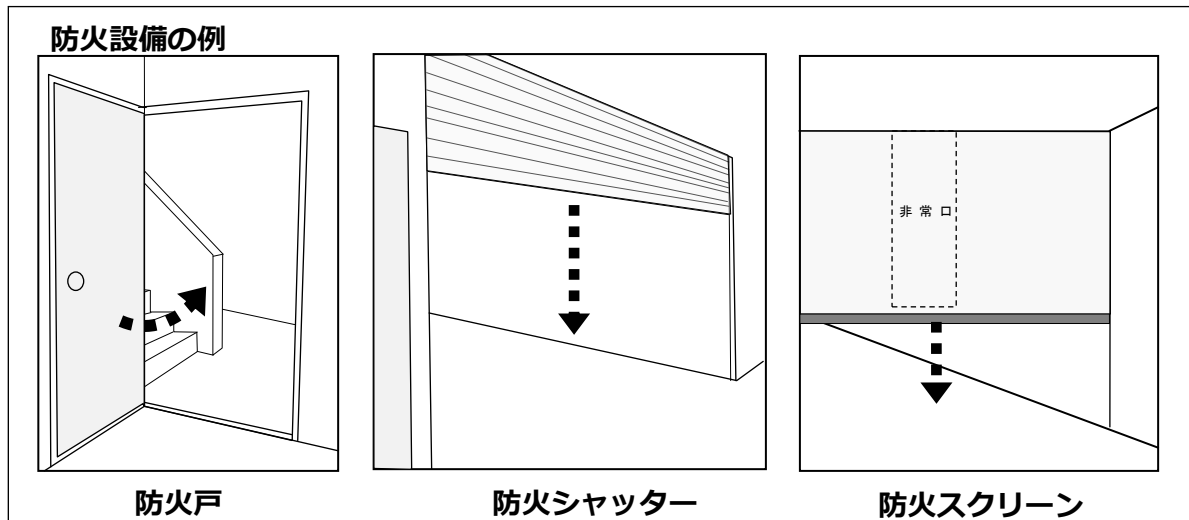


## 防火設備とは？

防火設備とは、建築基準法に規定された、火災が起こった際に炎や煙が拡散することを防ぎ、避難経路を確保するために設置された重要な設備です。



防火設備の定期報告対象となる建築物は、同封のA3二つ折りリーフレットの3ページに記載された、「国指定の定期報告対象建築物」です。

今回の定期報告制度の改正により、上記の建築物に設置された防火設備のうち、**随時閉鎖**(火災による煙や熱を感知し、自動的に閉鎖すること)又は**作動できる防火設備**(防火ダンパーを除く)が、新たに定期報告の対象となります。



防火設備の定期報告対象となる建築物については、対象の防火設備があるかどうかの確認及び報告期日等について、平成28年6月頃に改めて通知を送付させていただく予定です。

### Q なぜ、防火設備の検査が必要になるのですか？

**A** 従来は、建築物の定期調査の一部として設置の有無、劣化の状況など目視を主とした調査のみを行うこととされてきました。

しかし、近年の火災感知やシステム制御などは、機構が高度化・複雑化しているため、火災時に確実に作動するよう適切な維持保全を図るためには、作動状況等、詳細な検査が必要となっているため、専門家による検査を求めることとしたものです。

### Q 防火設備と消防設備は違うのですか？

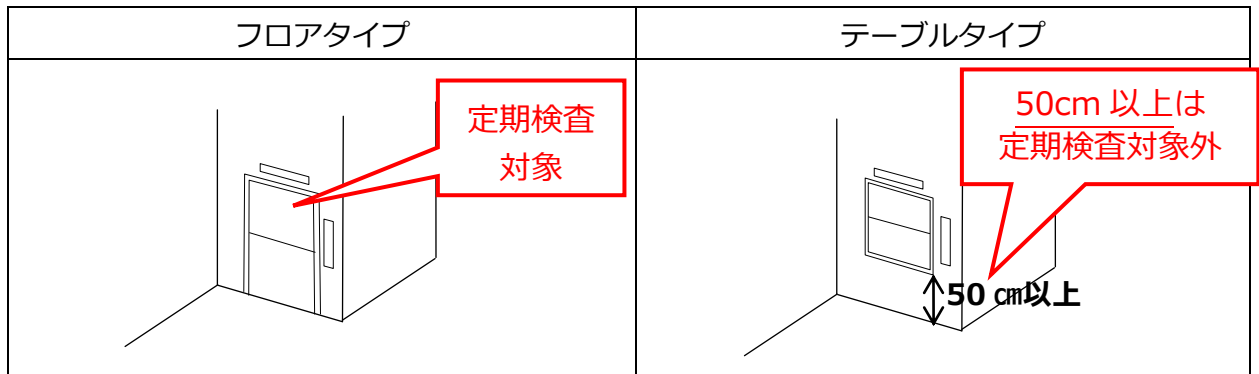
**A** 防火設備は、防火戸、防火シャッター、防火スクリーン等、炎や煙が拡がるのを防ぐものが該当します。消防設備は、火災の発生を知らせたり、消火を行ったりする設備（自動火災報知器、誘導灯、屋内消火設備、消火器等）で、防火設備とは異なるものになります。

### 火災死亡事故の要因にも…

平成25年に発生した福岡市の診療所火災では、火災発生時に自動的に閉鎖するはずの防火設備が閉鎖しなかったことが、10人もの死者を出す大きな被害につながった可能性があります。

## 小荷物専用昇降機とは？

建築基準法に規定された、カゴの床面積 1 m<sup>2</sup>以下かつ高さ 1.2m 以下の昇降機のことです。



今回の定期報告制度の改正により、**小荷物専用昇降機<sup>※</sup>**が、新たに定期報告の対象となります。

**小荷物専用昇降機<sup>※</sup>**は、昇降機（エレベーター及びエスカレーター）と同様に、**設置されている建築物の用途・規模等に関わらず、対象**となりますので、御注意ください。

※ すべての出し入れ口の下端が床上 50 cm以上のものは除く。

### Q なぜ、小荷物専用昇降機の検査が必要になるのですか？

A これまで、京都市では昇降機のうち、エレベーター及びエスカレーターを定期報告対象とし、小荷物専用昇降機は定期報告対象としていませんでした。しかし、小荷物専用昇降機についてもフロアタイプでは、適切な維持管理や点検が行われていないことによる、死亡事故等の重大な事故が発生しているため、特に安全性を確保する必要性が高い建築設備等として、政令で定期報告対象に指定され、検査が義務付けられることになりました。

### Q 1階部分だけがフロアタイプで、他の階はテーブルタイプ（50 cm以上）の場合でも必要になるのですか？

A 1箇所でも出し入れ口高さが 50cm 未満の箇所がある小荷物専用昇降機は、定期報告対象となり、検査が必要になります。対象外となるものは、すべての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50 cm以上高いものです。

### 転落死亡事故が発生

平成 24 年 12 月に京都府宮津市の事務所に設置された小荷物専用昇降機（フロアタイプ）において、利用者が転落し、死亡するという事故が発生しました。この小荷物専用昇降機は設置後の約 20 年間、適切な維持保全が行われていませんでした。